

財関第644号
令和6年6月27日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等についての
一部改正について

知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を下記のとおり改正し、令和6年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

以上